

(利用者目線に立った積極的な周知・広報)

- 厚生労働省ホームページのリニューアル
- 求職者支援制度のわかりやすいリーフレットの作成、周知
- 各分野の訓練コースについて、訓練内容のほか、訓練修了生の声・就職先・就職率等を盛り込んだリーフレットの作成、周知
- 上記のリーフレットを活用したハローワークでの制度活用の働きかけ

(政府広報を活用した周知・広報)

- バナー広告などを活用した周知、広報
- 動画を活用した制度の分かりやすい解説による周知、広報

(生活困窮者の支援機関等と連携した周知・広報)

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関での、ハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載（協力依頼）
- 地域若者サポートステーションのホームページへの周知用バナーの掲載や制度情報のSNSによる発信（協力依頼）

(SNSを活用したプッシュ型広報の強化)

- 厚生労働省のSNS、首相官邸メルマガなどによる制度情報の定期的な発信
- 厚生労働省、労働局、ハローワークのSNSによる、訓練コースの募集開始情報などの発信

(民間サイト、雑誌などによる周知、広報)

- 民間求人サイト、求人情報誌などに周知用バナーや制度情報などを掲載（協力依頼）

(各種バナー)

(厚生労働省ホームページ)

スマートフォンで見やすいようにリニューアル



(求職者支援制度 リーフレット)

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内



求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、**月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度**です。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます。
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、**無料の職業訓練を受講**できます。(テキスト代などは自己負担)

主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	親や配偶者と同居して一定の世帯収入がある方など (親と同居している学卒未就職の方など)
在職者	働いて一定の収入のある方など (フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など)

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030412R01

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの受講を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が**月8万円以下** (E-Fレ制で働く方などは**月12万円以下** (令和4年9月末までの特例))
- **世帯全体の収入が月25万円以下**
- 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他の不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマー養成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療・介護	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員研修科、保育スタッフ養成科など
デザイナー	広告・DTPクリエイター科一級、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイル士養成科など

- 訓練期間は**2か月から6か月** (※)
- ※ソフト制で働く高卒未満の求職者に対する訓練コースは2週間から (令和3年度末までの特例)
- 上記の訓練のほか、**訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講**できます

【修了者の声】



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業や理解が深まり、介護職と介護を職業が高まりました。

簿記の資格を取得することができました。面接や面接官とのやり取りのおかげで就職活動がスムーズに取組めました。

給付金ももらえるため、生活の心配をせずに訓練に専念できました。



求職者支援制度の申し込みは、**ハローワーク**で受け付けています。まずは、**住居地**に最寄りのハローワークにご相談ください。



(デジタル分野の訓練 リーフレット)



「デジタル分野の職業訓練 (求職者支援訓練)」を受講しませんか

事務、WEBデザイン、プログラミングなど就職活動に生かせる様々な訓練コースがあります

受講料無料 初心者OK 就職支援充実

受講後、活躍する女性が増えています！



- 未経験者でも大丈夫
- 他業種からの転職も
- 託児サービス付きのコースも

訓練修了生の声
 自宅にパソコンがなく、訓練を受けるまでほとんどパソコンを触ったことがありませんでしたが、訓練で学んだ書籍の操作方法やデータの入れ方を活かして、OA事務員として働いています。(パソコン基礎系 訓練修了生)
 以前は飲食店で接客業をしていましたが、パソコンのスキルを身につけてIT関係の仕事をしたかったため、求職者支援訓練を受講しました。訓練で実務に必要な知識を学び、**通称入社**することができました。今はホームページのデザインなどの業務を行っています。(WEBデザイン系 訓練修了生)
 子供を安心して施設に預けられて、訓練に集中することができました。(託児サービス利用 訓練修了生)

▶ 受講の申し込みはハローワークへ！

- 要件を満たした場合、**求職者支援制度の生活支援の給付金 (月10万円)**を受給しながら、訓練を受講することができます。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- 受講料はテキスト代などの実費を除き無料です。
- 受講者の方、お一人につき一台、パソコンをご用意しています。
- デジタル分野等の優良資格等の取得を目指すひとり親の方には、要件を満たした場合、**高等職業訓練促進給付金**を支給します。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村にご相談ください。



【所在地・連絡先】

求職者支援訓練



【制度の詳細】

(介護分野の訓練 リーフレット)



「介護分野の職業訓練 (求職者支援訓練)」を受講しませんか

介護・生活援助など就職活動に生かせる様々な訓練コースがあります

受講料無料 初心者OK 就職支援充実 就職に役立つ資格取得



- 未経験者でも大丈夫
- 他業種からの転職も
- 幅広い年齢層の方が受講
- 託児サービス付きのコースも

訓練修了生の声
 通常より短い期間での訓練でしたが、知識・技術に関する基礎、基本を工夫して教えていただきました。新型コロナウイルスの影響で、実習先が確保できなかったり、施設が閉鎖されたりしましたが、専業主婦の厚慮で受講が、貴重な経験となりました。また、現場で働く訓練修了生の声も大変役に立ちました。
 (介護福祉士人材育成短期就労訓練 (訓練期間2か月) 修了生)
 受講内容が想像していた以上に盛り沢山で充実していました。年齢的にも最長年まであり、知力・体力ともに、驚愕していただく大変さもありましたが、**10代~50代の幅広い年齢層の受講生仲間**に恵まれてお蔭で、**相互の励ましあいにより乗り越えることが**できました。(介護職員養成科 (訓練期間3か月) 修了生)
 新型コロナウイルスの影響で予定していた転職が白紙となり、困っていた時に求職者支援訓練を知りました。6か月も期から職まで訓練で学べるのか？子供の体調や学校行事の都合で欠席することになり、訓練に間に合わないのでは？と不安もありましたが、終わってみたら、クラスの雰囲気も良く、あっという間でした。**介護の仕事に対する印象が良い方にガラッと変わりました。**
 (介護福祉士実務者研修養成科 (訓練期間6か月) 修了生)

▶ 受講の申し込みはハローワークへ！

- 要件を満たした場合、**求職者支援制度の生活支援の給付金 (月10万円)**を受給しながら、訓練を受講することができます。
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします。
- 受講料はテキスト代などの実費を除き無料です。
- 介護分野等の資格の取得を目指すひとり親の方には、要件を満たした場合、**高等職業訓練促進給付金**を支給します。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村にご相談ください。
- 介護の仕事に就きたい方の基礎的知識に関する費用について、**介護分野の職業訓練 (最大20万円)**をお支払いします。賃料は2年間介護職員の業務に従事することで、返還が全額免除されます。詳しくは、お住まいの (都道府県) 生活福祉推進センター人材センターにご相談ください。



【所在地・連絡先】

求職者支援訓練



【制度の詳細】

介護の仕事に資格は必要？

特別な資格をもっていないでも、介護分野で働くことはできますが、より良い介護サービスを提供するため、介護の知識や技術を身に付けた人へ希望する介護施設や事業所が増えています。介護施設や事業所によっては、給与面でプラスになる場合もあります。

訓練コース例

コース	内容
● 介護職員初任者養成科 (介護職員初任者研修コース)	「介護職員初任者研修」とは、介護の仕事をするうえで、必要となる知識や技術を身に付けるための研修です。なお、介護職員初任者研修修了者は、介護福祉士実務者研修を受ける際に、一部科目が免除となります。
● 介護実務者養成科 (介護福祉士実務者研修コース)	「介護福祉士実務者研修」とは、介護職員初任者研修に比べて、より実践的な知識・技術を学ぶ研修です。なお、介護福祉士実務者研修修了者は実務経験3年以上、介護福祉士国家資格の受験資格が得られます。
● 生活援助従事者研修科 (生活援助従事者研修コース)	「生活援助従事者研修」とは、訪問介護員の職務のうち、生活援助サービス (掃除・洗濯・調理など) について学ぶ研修です。 ※ 「介護職員初任者・実務者研修」が、身体介護 (移動・排泄・食事などの介助) や生活援助 (掃除・洗濯・調理など) など、介護分野で働く方全般に向けた内容であるのに対し、「生活援助従事者研修」は、訪問介護職の業務のうち、生活援助 (掃除・洗濯・調理など) について学びます。
● 施設介護員として 医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において入所者と通所者に対する入浴、排泄、食事等の介護に必要知識・技術に加えて、訪問介護による食事・洗濯・炊事、買い物などの日常生活の自立支援に必要な知識、技術を学びます。	
取得できる資格	介護職員初任者研修 介護福祉士実務者研修 生活援助従事者研修
就職先	医療施設、福祉施設、老人福祉施設

就職先での主な職務・仕事内容

訪問介護員	施設介護員
介護認定を受けている個人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの身の世話を、食事・洗濯・炊事・買い物などの日常生活の自立支援をする仕事に従事します。	医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において、入所者及び通所者に対する入浴、排泄、食事等の介護をする仕事に従事します。

- デジタル分野以外にも、デジタル分野や医療事務分野など、希望職種に応じた様々な訓練コースがあります。
- 育児等と両立しやすい、訓練期間が1か月未満や、1日の訓練時間が3時間程度の短期・短時間特別訓練コースもあります。
- 託児サービスの利用可能なコースもあります。
- 訓練実施施設の見学が可能なコースもあります。
- 受講者の方の職業希望 (特別訓練コース)、グループワーク、ディサービス、ショートステイ、訪問介護など) に沿った、職場見学、職場体験、企業実習可能な訓練コースもあります。